

神奈川労働局長
木塚 欽也 殿

日本労働組合総連合会神奈川県連合会

会長 林 克己



特定最低賃金改正・新設申出の意向表明について

最低賃金法第15条規定により、神奈川県特定最低賃金の金額改定および新設の申し出を7月に予定しています。申し出に先立ち、下記の通り意向があることを表明します。

記

1. 改正の決定を申し出る件名と労働組合

件名	申し出する労働組合
①塗料製造業	JEC連合神奈川地方連絡会
②鉄鋼業	日本基幹産業労働組合連合会神奈川県本部



2. 新設の決定を申し出る件名と労働組合（適用対象業種の変更）

件名	対象業種	申し出する労働組合	備考
①電線・ケーブル製造業	E234	全日本電線関連産業労働組合連合会神奈川地方協議会	労働協約ケース
②ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、化学機械・同装置、農業用トラクタ、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	E251	産業別労働組合JAM神奈川	公正競争ケース
	E252	日本基幹産業労働組合連合会神奈川県本部	
	E253 (2535除く)		
	E2652		
	E261 (農業用トラクタに限る)		
③自動車・同附属品製造業	E311	全日本自動車産業労働組合総連合会神奈川地方協議会	労働協約ケース
		日本基幹産業労働組合連合会神奈川県本部	
		産業別労働組合JAM神奈川 電機連合神奈川地方協議会	
④自動車（新車）小売業	I5911	全日本自動車産業労働組合総連合会神奈川地方協議会	労働協約ケース

3. 新設の決定を申し出る件名と労働組合（適用労働者の変更）

件名	対象業種	申し出する労働組合	備考
⑤電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28 E29 (E2973を除く) E30	電機連合神奈川地方協議会	労働協約 ケース
上記、適用労働者の変更内容	<p>変更内容（下線部、ポジティブリストに変更）</p> <p>2 適用する労働者</p> <p>前号の使用者に使用される労働者であり、<u>雇入れ後1年以上使用されている労働者および1年以上継続して使用されることが見込まれる労働者。</u>ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者</p> <p>(4) 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務に主として従事する者</p>		
	<p>現行</p> <p>2 適用する労働者</p> <p>前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者</p> <p>(4) 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務に主として従事する者</p>		

4. 申し出の内容

上記、1項の最低賃金の改正決定および2項の新設の決定を求める。
 なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約及び機関決定の適用労働者が概ね3分の1以上に達していること。
 また、新設申し出については、労働協約ケースで2分の1、公正競争ケースで概ね3分の1に達していること。

以上